第二百十一条の七の次に次の一条を加える。

（人的構成の審査基準）

**第二百十一条の七の二**　財務局長等は、登録申請者が法第二百七十二条の四第一項第十一号に規定する少額短期保険業を的確に遂行するに足りる人的構成を有しない株式会社等であるかどうかの審査をするときは、当該登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

一　その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができないと認められること。

二　取締役、執行役、会計参与若しくは監査役又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号（定義）に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、少額短期保険業の信用を失墜させるおそれがあると認められること。

第二百十一条の二十第一項中「登録事項変更届出書を」を「登録事項変更届出書に、会社の登記事項証明書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して、」に改める。

第二百十一条の三十第三号ハ中「この」を削る。

第二百十一条の四十九第一号及び第二号中「社団法人日本アクチュアリー会」を「公益社団法人日本アクチュアリー会」に改める。

第二百十一条の五十五第二号及び第二号の二を次のように改める。

二　少額短期保険業者を代表する取締役、少額短期保険業者の常務に従事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあっては、少額短期保険業者の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（少額短期保険業者の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の二　役員等の選退任があった場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

第二百十一条の五十五第二号の二の次に次の二号を加える。

二の三　会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の四　会計参与の選退任があった場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

第二百十一条の七十一第一項第八号を削る。

第二百十一条の七十二第三項第三号ロ中「この」を削る。

第二百十一条の七十五第二項第一号ロ中⑽を⑾とし、⑷から⑼までを⑸から⑽までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　会計監査人の履歴書

第二百十一条の七十五第二項第一号ハ⑶中「ロ⑺及び⑻」を「ロ⑻及び⑼」に改め、同項第二号ロ中⑼を⑽とし、⑶から⑻までを⑷から⑼までとし、⑵の次に次のように加える。

⑶　会計監査人の履歴書

第二百十一条の七十五第二項第二号ハ⑷中「ロ⑹」を「ロ⑺」に改める。

第二百十一条の八十二第一項第一号ホ中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同号に次のように加える。

ヘ　会計監査人の氏名又は名称

第二百十一条の八十六第二項第三号及び第三号の二を次のように改める。

三　少額短期保険持株会社を代表する取締役、少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあっては、少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二　役員等の選退任があった場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の三　外国所在少額短期保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者（以下この号及び次号において「外国所在少額短期保険持株会社の役員等」という。）を選任しようとする場合又は外国所在少額短期保険持株会社の役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の四　外国所在少額短期保険持株会社の役員等の選退任があった場合（外国所在少額短期保険持株会社の役員等の選退任の前に、外国所在少額短期保険持株会社の役員等を選任しようとする旨又は外国所在少額短期保険持株会社の役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の五　会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の六　会計参与の選退任があった場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の七　会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の八　会計監査人の選退任があった場合（会社法第三百三十八条第二項（会計監査人の任期の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

第二百三十四条の十六第一項中「第三十七条第一項各号」の下に「（第二号を除く。）」を加える。

第二百三十九条の十一第二項第二号中「財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本産業協会」に改め、同項第三号中「財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般財団法人日本消費者協会」に改める。

附則第一条の二を削る。

（信託業法施行規則の一部改正）

**第十三条**　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

第三十条の六第二項第三号ただし書中「前項第一号イ、ロ若しくは同項第二号」を「前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号」に改める。

第三十条の七の二第三号イ、第三十条の九第一項及び第三十条の十四第一項中「第四十五条各号」の下に「（第三号及び第四号を除く。）」を加える。